

地域再生法に基づく事業の実施状況等についての報告書

(要旨)

平成27年10月

会計検査院

1 検査の背景

(1) 地域再生法の概要等

国は、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、地域再生を総合的かつ効果的に推進するために、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）が認定された認定地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づいて行う事業に対して、支援措置を適用するなどして地域が行う自主的かつ自立的な取組を支援することとしている。また、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を制定し、併せて地域再生法を改正したことなどから、同法に基づく事業の実施は、地方公共団体における地方版総合戦略の着実な遂行においても重要なものとなっている。

(2) 地域再生法に基づく事業の予算額等

17年4月から27年3月までの間における認定地域再生計画数は、1,013認定地方公共団体の1,870計画となっており、支援措置数は、内閣官房等^(注)12府省庁が所管する計112件に上っている。112件の支援措置のうち、地域再生計画の認定が事業実施の要件となっていて、かつ、国の予算措置を伴う支援措置は15件であり、これらに係る事業の17年度から26年度までの間の予算額は、毎年度多額に上っている。

(注) 内閣官房等12府省庁 内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(3) 検査の着眼点

内閣官房等12府省庁及び地方公共団体における地域再生法に基づく事業の実施状況等について、地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たって、適切に地域のニーズを把握しているか、認定地域再生計画に記載された支援措置の適用を受けた事業は適切に実施されているか、地域再生基盤強化交付金（以下「交付金」という。）事業はその特徴が十分に生かされ、効果的・効率的かつ弾力的に行われているか、認定地域再生計画に設定された目標は達成されているかなどに着眼して検査及び調査を実施した。

2 検査の状況

(1) 地域再生計画の作成及び認定状況等

- ア 認定地域再生計画に係る26年度末の状況をみると、1,870計画のうち、計画期間が終了したものは1,425計画、実施中のものは425計画、認定を取り消されたものは20計画となっていた。年度別の認定数をみると、17年度が703計画（1,870計画の37.5%）、21年度は256計画（同13.6%）、26年度は204計画（同10.9%）となっていた。
- イ 対象区域に含まれている地方公共団体が作成主体となっていない主な理由をみると、作成主体が、地域再生計画の作成段階において、該当する地方公共団体と調整を行わなかったためとしたものが16計画（102計画の15.6%）等となっていた。
- ウ 調書の対象とした1,756計画から26年度末に認定を受けて間もない169計画を除いた1,587計画について、認定地方公共団体における認定地域再生計画の公表状況をみると、自らは公表していないとしているものは761計画（1,587計画の47.9%）となっていた。公表していない主な理由をみると、認定地域再生計画の実施内容について公表する必要がないと考えたためとしているものが260計画（761計画の34.1%）等となっていた。

(2) 支援措置の適用を受けた事業の実施状況等

- ア 支援措置数の推移をみると、19年度末では52件、20年度末では56件と増加したものの、26年度末現在では34件まで減少している。
- イ 所管府省庁において、地域再生計画と支援措置との関係及び配慮の内容を周知していない支援措置が見受けられたり、配慮の内容を具体的に定めていない支援措置が見受けられたりした。また、支援措置の中には、認定地域再生計画に1回も記載されていないものが49件（112件の43.7%）となっていた。
- ウ 認定地方公共団体における提案制度等の活用状況をみると、活用したことがないものは623団体（925団体の67.3%）となっていた。活用していない理由をみると、提案制度等を十分理解していなかったためとしているものが205団体（623団体の32.9%）等となっていた。

(3) 交付金事業の実施状況等

- ア 調書の対象とした都道府県44団体のうち、交付金の活用がない沖縄県を除く43団体におけるワンストップ窓口の活用状況をみると、42団体がワンストップ窓口を活用していないとしている状況となっていた。活用していないとしている理由をみると、都道府県において交付金の対象施設を所管している部署が異なっており、部署

間で連携を図ることができないためとしている都道府県が18団体等となっていた。

イ 年度間融通の活用状況をみると、26年度末までに計画期間が終了した認定地域再生計画816計画のうち、年度間融通を活用していないものは84計画（816計画の10.2%）となっていた。活用していない理由をみると、年度間融通を活用することを検討しなかったためとしているものが42計画（84計画の50.0%）等となっていた。また、年度間融通の対象となった2,062施設の初年度の年度間融通の活用状況をみると、交付決定の段階で年度間融通を活用することとして単年度交付額を超える交付金の交付を受けているものは100施設（2,062施設の4.8%）となっていた。

ウ 他施設充当の活用状況をみると、他施設充当を活用していないものは296計画（816計画の36.2%）となっていた。活用していない理由をみると、活用することを検討しなかったためとしているものが49計画（296計画の16.5%）等となっていた。

エ 816計画の計画変更の認定申請の状況をみると、計画変更の認定申請を行わなければならないのにしていないものは14計画となっていた。計画変更の認定申請を行わなかった理由をみると、計画変更に関する基準を知らなかったためとしているものが5計画（14計画の35.7%）等となっていた。

(4) 認定地域再生計画における目標の設定状況及び達成状況等

ア 認定地域再生計画の計画期間が終了している1,332計画における定量的な目標は3,428目標、このうち達成したとしている目標は1,749目標（3,428目標の51.0%）にとどまっていた。

イ 地域再生制度における国と地方公共団体との連携に関する課題等について地方公共団体に対して調査したところ、226団体から303件の回答があり、251件については、地域再生制度に関する課題等に対する意見、要望等となっており、また、52件については、制度の良さに係る意見等となっていた。

3 所見

以上の検査の状況を踏まえて、内閣府及び関係省庁においては、地方公共団体が積極的に地域再生制度を活用して地方版総合戦略を着実に遂行できるよう、次の点に留意して、地域再生に関する施策の総合的な策定、及び実施をより一層推進して、地方公共団体における地域再生の総合的かつ効果的な推進に更に取り組むとともに、必要に応じて

地域再生制度や交付金制度の見直しを検討することが必要である。

ア 内閣府は、地方公共団体に対して、地域のニーズを十分把握するとともに、地方公共団体間の調整及び連携を十分に図った上で地域再生計画の認定を申請するよう助言する。また、認定地方公共団体に対して、認定地域再生計画については、適時に公表することが望ましいことを助言する。

イ 内閣府及び関係省庁は、連携を一層強化して、地方公共団体が地域再生計画に記載して適用を受けることができる支援措置の充実を図ることを検討する。

ウ 内閣府並びに農林水産省、国土交通省及び環境省は、地方公共団体に対して、交付金の特徴を定期的に周知するなどして交付金のより一層の活用を促すとともに、国土交通省及び環境省は、各年度の交付額が単年度交付額を超えていないことを確認する。また、内閣府は、認定地方公共団体に対して、認定地域再生計画について変更認定等を伴う事態が生じた場合は、変更認定を適時適切に申請することなどについて周知徹底を図るとともに、農林水産省、国土交通省及び環境省は、認定地方公共団体における変更認定を申請する必要がある事態を認めた場合は、内閣府と連携して速やかに変更認定を申請するよう助言する。

エ 内閣府は、地域再生計画の認定に当たり、地域再生計画に設定された目標が認定基準に適合しているか十分確認するとともに、認定地方公共団体の認定地域再生計画に基づく事業の実施に当たり、認定地域再生計画に設定された目標の達成状況を把握し、必要に応じて目標を達成できるよう助言する。また、内閣府及び関係省庁は、地方公共団体に対して、地域再生制度、支援措置に関する情報、提案制度等について定期的に周知するなどして、地方公共団体等との連携を強化することにより地域再生制度の更なる活用を促す。

会計検査院としては、今後とも地域再生法に基づく事業の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

《参考》図表1 年度別及び都道府県別の地域再生計画認定数（平成17年度～26年度）

（単位：団体、計画）

都道府県名	管内市町村数	地域再生計画の認定年度										計
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
北海道	179	10	13	19	7	6	5	5	3	2	11	81
青森県	40	13	3	5	5	6	7	2	1	4	3	49
岩手県	33	28	4	2	3	7	4	1	-	-	2	51
宮城県	35	14	1	1	2	3	2	-	1	1	1	26
秋田県	25	12	8	4	2	4	1	1	2	-	2	36
山形県	35	11	2	-	3	4	5	3	4	6	3	41
福島県	59	15	2	2	3	4	6	1	1	-	3	37
茨城県	44	26	3	4	4	5	-	1	-	4	4	51
栃木県	25	24	3	1	-	7	6	-	-	1	6	48
群馬県	35	29	-	2	1	9	5	-	-	-	5	51
埼玉県	63	13	5	2	1	3	4	1	-	-	3	32
千葉県	54	10	2	1	1	2	-	1	1	2	3	23
東京都	62	4	-	2	1	-	1	-	-	-	-	8
神奈川県	33	10	4	1	1	5	-	1	-	-	1	23
新潟県	30	15	5	5	1	5	1	1	1	-	6	40
富山県	15	8	2	-	-	3	-	-	1	1	3	18
石川県	19	15	4	5	2	6	2	2	-	1	6	43
福井県	17	16	4	1	3	6	-	-	-	-	3	33
山梨県	27	18	2	1	2	9	2	-	-	2	8	44
長野県	77	35	8	4	1	12	4	2	-	1	12	79
岐阜県	42	12	1	-	2	6	4	-	1	-	6	32
静岡県	35	21	2	4	2	6	2	-	1	1	4	43
愛知県	54	25	6	6	-	9	2	3	-	-	11	62
三重県	29	21	3	3	-	9	3	1	1	-	8	49
滋賀県	19	7	5	1	-	2	2	-	1	-	1	19
京都府	26	9	1	1	2	5	4	1	1	-	5	29
大阪府	43	10	4	3	-	-	1	1	1	-	1	21
兵庫県	41	15	6	8	1	4	4	2	-	1	4	45
奈良県	39	8	2	2	2	3	3	-	-	-	3	23
和歌山県	30	14	4	-	1	3	1	1	-	-	2	26
鳥取県	19	10	-	-	2	1	1	2	1	-	4	21
島根県	19	21	2	2	3	12	3	3	1	2	4	53
岡山県	27	24	3	5	2	11	5	2	3	-	9	64
広島県	23	11	4	1	-	7	1	-	1	1	7	33
山口県	19	10	1	2	1	2	2	4	3	-	-	25
徳島県	24	12	-	4	1	4	6	1	2	1	4	35
香川県	17	3	2	-	1	-	2	-	-	1	-	9
愛媛県	20	12	6	5	3	10	1	2	2	1	7	49
高知県	34	12	5	6	10	6	7	2	4	5	2	59
福岡県	60	19	6	6	1	8	2	1	2	3	7	55
佐賀県	20	18	4	1	2	7	2	-	-	1	5	40
長崎県	21	12	2	5	2	2	1	-	1	4	1	30
熊本県	45	19	6	2	-	6	6	3	-	3	5	50
大分県	18	17	3	1	1	7	2	3	-	2	3	39
宮崎県	26	20	-	3	4	9	4	1	2	4	8	55
鹿児島県	43	14	5	2	8	8	6	2	2	1	7	55
沖縄県	41	1	7	4	6	3	2	1	4	3	-	31
その他注(1)	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	1	4
計	1,741	703	165	141	100	256	134	58	50	59	204	1,870
(構成比)		(37.5%)	(8.8%)	(7.5%)	(5.3%)	(13.6%)	(7.1%)	(3.1%)	(2.6%)	(3.1%)	(10.9%)	(100%)

注(1) その他は、都道府県をまたいだ複数の認定地方公共団体が作成主体となっている地域再生計画である。

注(2) 管内市町村数は平成26年度末現在の団体数である。

《参考》図表2 予算措置を伴う支援措置の適用を受けて実施した事業に係る国の支出額
(平成17年度～26年度)

(単位：百万円)

府省名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
内閣府	43	44	42	41	50	12	15	9	273	58	590
財務省	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
文部科学省	169	641	977	1,512	1,800	1,952	1,441	1,054	588	114	10,254
厚生労働省	1,012	1,979	674	1,831	3,318	3,104	4,779	4,680	4,966	3,129	29,477
農林水産省	19,353	39,919	39,504	36,637	32,740	31,581	27,090	31,901	26,355	18,860	303,945
経済産業省	-	-	84	248	59	70	-	-	-	-	463
国土交通省	42,614	71,363	72,209	70,129	64,273	46,940	28,986	33,905	27,035	19,707	477,167
環境省	4,769	4,928	4,557	4,214	3,233	2,272	1,838	2,151	1,521	1,097	30,583
計	67,971	118,876	118,051	114,616	105,476	85,934	64,151	73,702	60,740	42,969	852,489

(注) 岩手、宮城、福島各県に係る国の支出額は除いている。

《参考》図表3 支援措置別の国の支出額 (平成17年度～26年度)

(単位：百万円)

法定措置又は連動施策	支援措置名	府省名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
法定措置	地域再生基盤強化交付金	内閣府											
		農林水産省	19,353	39,889	39,446	36,408	31,604	30,564	27,007	31,898	26,351	18,821	301,345
		国土交通省	42,614	71,363	72,209	70,098	64,238	46,915	28,958	33,899	27,026	19,707	477,032
		環境省	4,769	4,928	4,557	4,214	3,233	2,272	1,838	2,151	1,521	1,097	30,583
	3省計	66,737	116,181	116,213	110,721	99,076	79,752	57,803	67,949	54,899	39,626	808,961	
	地域再生支援利子補給金	内閣府	-	-	-	-	-	-	-	1	24	31	56
連動施策	科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	文部科学省	-	428	744	1,290	1,635	1,883	1,441	1,054	588	114	9,181
	実践型地域雇用創造事業	厚生労働省	-	-	-	-	-	-	-	3,816	4,656	3,129	11,603
	地域雇用創造推進事業		-	-	635	1,790	3,129	1,930	3,227	-	-	-	10,713
	地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)		1,012	1,910	-	-	-	-	-	-	-	-	2,922
	地域雇用創造実現事業		-	-	-	-	155	1,127	1,508	842	309	-	3,942
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	-	-	-	194	344	763	35	-	-	1	1,339
	その他26件	-	222	356	457	620	1,135	476	135	38	262	66	3,770
計		67,971	118,876	118,051	114,616	105,476	85,934	64,151	73,702	60,740	42,969	852,489	

(注) 岩手、宮城、福島各県に係る国の支出額は除いている。

《参考》図表4 地域再生法に基づく事業の実施に関する地方公共団体の主な意見、要望等

(単位:件)

課題	項目	主な意見、要望等	件数		計
			認定地方公共団体	非認定市町村	
地域再生制度に関する課題	手続の効率化等	・簡素化した使いやすい制度にしてほしい。 ・事業実施内容の変更が柔軟にできない。	38	9	47
	事務手続等の簡素化	・地域再生計画の作成、協議会の設立等の手続が煩雑なため簡素化してほしい。 ・地域再生計画の作成に手間がかかるので記載を簡素化してほしい。	23	8	31
	支援措置の充実	・活用したい支援措置が少ないので支援措置数を増やしてほしい。 ・地域再生計画に基づく支援措置が少なく、計画を作成するメリットが少ない。 ・財政支援措置を充実してほしい。	18	10	28
	省庁との調整	・地域再生計画を作成する際、調整内容や関係機関が多く認定までに時間を要している。	15	—	15
	予算の確保	・計画期間中の予算は確保してほしい。 ・委託費の交付時期が遅く、一時借入れして対応したので、もっと早く委託費を交付してほしい。	11	1	12
交付金事業の実施に関する課題	制度の仕組み	・汚水処理施設整備交付金において農業集落排水事業と浄化槽事業で国庫補助率が違うため他施設充当が難しい。 ・交付金制度はありがたいが、計画策定が煩雑で手が回らない。	31	9	40
	補助率のかさ上げ等	・交付金の国の負担割合を上げてもらいたい。 ・計画期間中は交付金が廃止にならないように予算は確保していただきたい。	11	—	11
地方公共団体の事情に係る課題	内部の連携等	・地方公共団体の内部の連携を取ることが難しい。	6	2	8
	人材不足	・専門的な知識を持つ人材が不足している。 ・小規模な地方公共団体にこそ必要な制度だと思われるが、人材不足により地域再生計画の作成から認定までの事務を行うことができない地方公共団体が多いと思われる。	2	2	4
地域再生制度に係る情報収集等に関する課題	説明会開催等	・地域再生制度周知のための説明会、研修会等を開催してほしい。 ・新たな支援措置の提案について、どの程度まで提案してよいか分からず提案しにくい。	16	7	23
	情報提供等	・成功事例等を情報提供してほしい。 ・他の地方公共団体の活用状況等の情報を得ることができる機会を設けてほしい。	10	6	16
創生法との関連に係る課題		・地方版総合戦略と地域再生計画とを別々に作成しなければならない状況を改善してほしい。 ・地域再生制度は創生法に基づく地方創生と重複する部分が多いと思われるため、より利用しやすくなるように考え方の整理と説明をお願いしたい。	5	11	16
小計			186	65	251
制度の良さ		・計画期間で成果が期待できる制度であることから制度の継続を希望する。 ・交付金で年度間融通ができたことを非常に良かったと感じている。予算の満額執行に満たない場合でも、事業の進捗状況に応じて重点的な施工ができた。 ・地域再生制度は地方公共団体の自主的・自立的な取組を支援するものであり、市町村にとって大変ありがたい有益な制度である。	50	2	52
合計			236	67	303

(注) 複数回答である。